平成25年度包括外部監査結果に基づく措置

措置対応所属別対応数 （平成27年度までの照会時に「措置済」となったものを除く。）

	担当所属	合計	結果（指摘）				意見			
			合計	措置の進捗状況			合計	措置の進捗状況		
				措置済	実施中	今後対応		措置済	実施中	今後対応
県単独所属	財政課	12	0				12	12		
	環境管理課	1	1	1			0			
	新産業・エネルギー振興課	3	0				3	3		
	航空宇宙産業課	1	0				1	1		
	砂防課	1	0				1	1		
	治山課（森林公社）	1	1	1			0			
	治山課（木曽三川水源造成公社）	1	1	1			0			
県複数所属	管財課、用地課	2	1	1			1	1		
	用地課、教育総務課	1	1		1		0			
	新産業・エネルギー振興課、用地課	3	0				3	3		
	企業誘致課、用地課	1	0				1		1	
	健康福祉政策課、用地課	1	1	1			0			
関係団体	住宅供給公社	1	0				1	1		
	森林公社	2	0				2	2		
	土地開発公社	1	0				1	1		
	木曽三川水源造成公社	2	0				2	2		
総計		34	6	5	1	0	28	27	1	0

【措置済】・・・・措置が既に行われた状態もしくは、合理的な理由により対応しないもの
【実施中】・・・・措置が現在進行形で行われている状態
【今後対応】・・措置の方向性が決定されておらず、検討中の状態

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置状況 （公有財産等に係る事務の執行）

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
1	意見	【意見】　財務諸表の作成方法に係る説明の見直し 貸借対照表の作成方法の説明資料において、「基準モデルに概ね準拠する方法」で作成していると記載しています。 基準モデルではインフラ資産を含む全ての資産について固定資産台帳が作成されます。一方、岐阜県では、インフラ資産については、個々の資産に関するデータはシステム内に保有しているものの、画面や帳票等により数量や金額が把握できる仕様にはなっていません。 インフラ資産の金額(16,127億円)は貸借対照表の資産金額の7割を超えています。資産の重要な部分について「基準モデル」において必要とされている固定資産台帳が十分に整備されていないにもかかわらず、貸借対照表について「基準モデルに概ね準拠する方法」で作成していると説明することは適切ではなく、「岐阜県方式」で作成している旨とその作成基準を正確に説明することが適切です。	34-35	措置済	平成29年度	現在、国の要請を踏まえ、統一的な基準による財務書類等の作成に取組んでいるところであるが、その作成方法に係る説明の在り方については、要請と同時に国が取りまとめたマニュアルにおいても、「採用している会計処理の原則等、財務書類作成のための基本となる事項について、財務書類等に注記すること」とされているところ。 これらを踏まえ、平成28年度においては、本県の財務書類の作成にあたり、支援業務を委託している監査法人とも協議を重ね、連結財務書類を含めた「注記表（案）」を作成したところ。 平成30年3月に行った財務書類等の公表に際しては、本案を基本に、県民に対し、財務書類の作成基準を適切にお示しした。	財政課
2	意見	【意見】※※　インフラ資産に係る固定資産台帳の整備の検討 岐阜県は新地方公会計制度の推進に関して国より先行してきたこと、総合財務会計システム内部に各年度の公共事業の執行額のデータを蓄積していることから、この蓄積されたデータ等を利用してインフラ資産に関する正確な固定資産台帳を整備することが望ましいと考えられます。	35-36	措置済	平成29年度	事業別や施設別など、セグメント別の財務書類等の作成に関しては、職員の事務負担を含めた経済性や、作成結果の有用性の観点から、監査法人との協議をはじめ、庁内組織においても慎重に検討を行った。 その結果、本県のセグメント分析としては、「主な建物」の明細の作成は行わず、「行政目的別の行政コスト計算書」のみを作成する旨、当面の結論を得たことから、平成30年3月に、当該結論に則った財務書類を作成・公表した。 なお、将来的なセグメントの在り方は、他団体における分析・活用実態、本県における地方公会計への理解の深化等を踏まえ、必要の都度検討を行っていく。	財政課
3	意見	【意見】「主な建物」の明細の作成の検討 「主な建物」の明細は、平成18年度まで作成されていましたが、現在は作成されていません。「主な建物」の明細は、県が取得した建物に関する情報を開示する有用な書類であることから作成することが適切です。	38	措置済	平成29年度	事業別や施設別など、セグメント別の財務書類等の作成に関しては、職員の事務負担を含めた経済性や、作成結果の有用性の観点から、監査法人との協議をはじめ、庁内組織においても慎重に検討を行った。 その結果、本県のセグメント分析としては、「主な建物」の明細の作成は行わず、「行政目的別の行政コスト計算書」のみを作成する旨、当面の結論を得たことから、平成30年3月に、当該結論に則った財務書類を作成・公表した。 なお、将来的なセグメントの在り方は、他団体における分析・活用実態、本県における地方公会計への理解の深化等を踏まえ、必要の都度検討を行っていく。	財政課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
4	意見	【意見】※※　事業用資産の建物の評価方法の検討 貸借対照表に計上する事業用資産の建物の評価は、取得の翌年度に取得後満1年を経過したものについて行っています。これは、取得年度に行うことが適切です。 取得の翌々年度に初めて経年減点補正率を適用し、2年分の減価償却費を計上していますが、取得の翌年度から経年減点補正率を適用することが適切です。 また、現在の評価方法によれば、取得価額が基準価格に比べて安価な場合、評価替えを行うと評価益が計上されることになります。一般的な企業会計においては評価益は計上しないことが通常であることから評価益が計上されないロジックにすることが適切です。	44	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、事業用資産の開始後の簿価については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこと、また、以降の減価償却については、翌会計年度から行うこととされている。 平成27年４月に策定した「岐阜県固定資産台帳整備方針」においても、当該マニュアルと同様の取扱いとし、その方針に則り、平成30年3月に、固定資産台帳を作成・公表した。	財政課
5	意見	【意見】※　耐用年数の見直しの検討 貸借対照表に計上している事業用資産の建物の耐用年数について、岐阜県では、平成10年度の税制改正による耐用年数の変更時において、当時採用していた年数を継続適用しています。しかし、県庁舎の評価に関して、現行の省令における耐用年数を適用した場合と比べて、8億円を超える差異が認められるとともに、建替え検討時期を迎えていることも踏まえ、県が適用している耐用年数が使用実態を反映しているか、評価が適切かについて見直しの要否を検討することが望まれます。	45	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、償却資産にかかる耐用年数及び償却率は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に従うこととされている。 平成27年４月に策定した「岐阜県固定資産台帳整備方針」においても、当該マニュアルと同様の取扱いとし、その方針に則り、平成30年3月に、固定資産台帳を作成・公表した。	財政課
11	意見	【意見】※※　貸借対照表作成の際の財産評価のあり方の検討 貸借対照表を作成する際の事業用資産は、公正価値により評価することとなっています。しかし、財産台帳の台帳価格は簡便な評価方法によっているため、ソフトピアジャパンセンター、県民文化ホール未来会館など、公正価値から乖離しているケースがありました。 財産台帳の台帳価格を貸借対照表に計上する金額とすることの適否について、吟味することが必要です。	51	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、事業用資産の開始時簿価は、取得原価が判明しているものは原則として取得原価、取得原価が不明なものは原則として再調達原価とし、また、開始後は、原則として取得原価とされている。 平成27年４月に策定した「岐阜県固定資産台帳整備方針」においても、当該マニュアルと同様の取扱いとし、その方針に則り、平成30年3月に、固定資産台帳を作成・公表した。	財政課
12	意見	【意見】※※　建物の台帳価格を事業用資産の評価額として使用することの妥当性検討 事業用資産に関して、取得後、耐用年数の半分未満しか経過していないにもかかわらず、県民文化ホール未来会館、岐南ポンプ場など、財産台帳の取得価額と台帳価格が90%以上乖離している事例が見られました。公正価値は、活発な市場価格に基づく時価であることから、資産を取得した直後の公正価値は取得価額に近い金額であると考えられます。現状の事業用資産の評価額の算定方法は、構造・細目等のみにより非常に簡易な評価を行っている台帳価格を用いているため、施設のデザインや建設方法等によっては実態に即していない評価額となっている場合があります。 取得価額と現状の台帳価格との間に一定割合以上の乖離がある場合には、取得価額や鑑定評価額等を考慮して事業用資産の評価額を決定することの検討が望まれます。	62	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、事業用資産の開始後の簿価については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこと、また、以降の減価償却については、翌会計年度から行うこととされている。 平成27年４月に策定した「岐阜県固定資産台帳整備方針」においても、当該マニュアルと同様の取扱いとし、その方針に則り、平成30年3月に、固定資産台帳を作成・公表した。	財政課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
13	意見	【意見】※　連結財務書類4表の作成 平成18年の総務省の指針では、連結財務書類4表を作成するように要請していますが、岐阜県では、連結貸借対照表しか作成していません。 早期に連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書及び連結資金収支計算書を作成して、総務省の要請に応えることが適当です。	63	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、地方公共団体は、関連団体を加えた財務書類（連結財務書類）を作成すること、また、財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（4表）等とされている。 一方で、連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮し、当面の間は作成しないことを許容するとされており、これを踏まえ、支援業務を委託している監査法人とも協議を重ねた結果、本県においては連結資金収支計算書は作成しない方針とし、その方針に則り、平成30年3月に、連結財務書類の作成・公表を行った。	財政課
14	意見	【意見】 連結対象とする法人の範囲の明確化 岐阜県では、連結貸借対照表の作成に当たり、出資比率25%以上50%未満の第三セクターのうち「実質的に県が主体となって関与している」法人を連結対象としています。総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）では、「出資団体がその業務運営を実質的に支配している」と認められる法人を連結対象とすることとしており、連結対象とする法人の範囲の考え方が異なっています。 総務省の基準に基づいて連結対象法人を定める必要があるため、連結範囲の表現を見直すことが適当です。	66	措置済	平成29年度	国が取りまとめたマニュアルにおいて、連結対象となる団体の範囲は、「地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体に該当するか否かで判断する」こととされ、具体的には、地方独立行政法人、地方三公社、出資割合が50パーセント超の第三セクター等とされている。 これらを踏まえ、平成28年度においては、各団体における平成27年度決算をベースに、連結対象となる法人を整理した上で、連結開始貸借対照表（平成27年度末現在）の作成作業を終了。 平成30年3月の連結財務書類の作成・公表に向け、各団体の決算情報を更新し、対象団体を確定した。	財政課
15	指摘	【指摘】※　財産区分の見直しの検討不十分 行政財産の用途廃止は、個別の事象ごとに所管課の意思決定に基づいて行われており、現存する施設自体は公用又は公共の用に利用されていない場合であっても、今後の所管課による利用の可能性があれば、行政財産のままで保有されているなど、普通財産への切替えの要否の判断において、所管課による判断の余地が見受けられます。 将来、再び行政財産として使われる可能性はあるとしても、現に公用又は公共の用に利用されていないか、確実な利用の予定が見込まれないのであれば、普通財産とする必要があります。	87-88	措置済	平成29年度	指摘のあった水質自動測定所の建屋等については、検討のうえ、行政財産の用途を廃止し、普通財産に切り替える手続きを済ませた。	環境管理課
21	意見	【意見】※※　想定利用者数の未設定 「岐阜県さぼう遊学館」については、総合レクリエーションゾーンとしての利用者想定はあったものの、「岐阜県さぼう遊学館」という公の施設についての想定利用者数の設定はありませんでした。これでは、想定どおり利用され、設置の効果が達成されているかについて、所管課として判断し、適時に必要性を見直す体制が十分ではなかったといえます。 当該施設については、施設の利用がピーク時の20%程度まで減少していることから、現在でも当該施設が本当に住民に役立っているか、施設が存続する必要性があるかについて、検討を行うことが必要です。 今後は、指定管理者に目標を設定させて利用率の向上を図ることが適切です。	97	措置済	平成27年度	・平成26年度：施設の必要性及び目標利用者数その他について、評価員会議での検討及び「さぼう遊学館に関する検討会」を設置し、意見の集約・検討を行った。 ・平成27年度：上記意見等を踏まえ、以下の方針を決定した。 （1）目標利用者数を年間11,000人と設定。 （2）「土砂災害に関する体験・研修の拠点施設」として位置づけ、リニューアルを行う。 本方針に基づき「施設のリニューアル計画の検討」「展示物の説明者設置」「土砂災害対策啓発パネル作成」を実施した。	砂防課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
24	意見	【意見】※※　ソフトピアジャパンの施設の更なる利活用の推進 　ソフトピアジャパンの一般利用者が利用する施設の中には、センタービルの特別会議室、研修室、レセプションルーム、アネックスのミーティングルーム、その他など、利活用が十分に行われていないと思われるものがありました。 　技術開発室の賑わいを核としつつも、貸出施設・大垣市の情報工房等を含め、全体として魅力ある施設とすべく、更に創意工夫することが望まれます。	109-110	措置済	平成29年度	IT拠点としてのソフトピアジャパンの魅力を高め、更なる認知度の向上を図るため、「岐阜県ITものづくり推進ラボ」による最新技術・導入事例を紹介する講演会・セミナー等を施設内で開催するなど、ソフトビアジャパンエリアに人や企業を呼び込む仕掛けづくりに取り組んでいく。	新産業・エネルギー振興課
27	意見	【意見】 低利用の既存施設の有効利用の検討 　ソフトピアジャパン・アネックスの会議室等の利用率は低い状況でした。 　施設の有効利用に向けて、入居者利用・外部利用の両面から、検討を進めることが望まれます。	114	措置済	令和元年度	ソフトピアジャパン・アネックスの貸会議室は少人数短時間の利用に適した時間貸のミーティングルームである。大人数の利用に適したセンタービルやドリーム・コア、ワークショップ24及び合築大垣市情報工房の各会議室と機能を補完し合い、ソフトピアジャパン周辺地域における数少ない貸会議室と同程度または低廉に設定している。 令和2年度の指定管理者の更新を機に施設の有効活用を検討したところ、会議室を貸オフィス等に用途変更し、入居施設としての活用を図る。（条例改正）	新産業・エネルギー振興課
28	意見	【意見】 ドリーム・コアの利用促進の検討 　平成24年度には、利用停止期間が4か月あったとはいえ、ドリーム・コアの利用率は、平成23年度の利用率(30%超)から、平成24年度に10%以上の悪化が認められました。 　企業等への働きかけ等を進め、施設の認知度を高め、利用促進を図ることが望まれます。	115-116	措置済	令和元年度	ドリーム・コアの貸会議室はパソコン利用に特化した実習室及び研修室である。一般の会議利用に適したセンタービルやワークショップ24、アネックス（合築の大垣市情報工房を含む）の各会議室と機能を補完し合い、ソフトピアジャパン周辺地域における数少ない貸会議室施設として幅広いニーズに対応しており、利用料金も市内の貸会議室と同程度または低廉に設定している。 令和2年度の指定管理者の更新を機に施設の有効活用を検討したところ、実習室及び研修室の一部を貸オフィス等に用途変更し、入居施設としての活用を図る。（条例改正）	新産業・エネルギー振興課
36	意見	【意見】※　施設の利活用のための踏み込んだ議論の実施 　アネックス・テクノ2は、合築施設とするほうがランニングコストの面等でメリットがあると考えられたため、合築で建設されました。しかし、今回のように、方針転換があった際には、建物の独自性が確保できないことによる転売等の制限のリスクを有することになりました。 　管理コストの効率化を図ることは重要ですが、中長期的なリスクを考慮して目的に応じて施設を整備するよう、留意することが重要です。 　旧（株）新産業支援テクノコアからの引継ぎの施設部分は、利用率は高くありません。 　教育研修機関として活用するのであれば、現在の利用方法を含め、どのような分野で需要があるかを再調査したうえで、資金負担も踏まえた効果測定を行うとともに、十分に利活用ができないのであれば、処分に踏み切るなど、期限を定めて、当該施設への対応についての踏み込んだ議論を進める必要があると考えます。	130-131	措置済	平成29年度	アネックス・テクノ2の旧（株）新産業支援テクノコア側について、「岐阜県成長・雇用戦略（平成２６年３月策定）」の検討過程で、航空宇宙産業やヘルスケア産業等の成長産業分野に関する人材育成拠点とする方針を決定し、平成２７年度から平成２８年７月までに改修工事を実施し、同年１１月より「成長産業人材育成センター」として全館運用を開始した。	航空宇宙産業課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
39	意見	【意見】※　分譲促進のための主体的な解決策の検討実施 　ソフトピアジャパンの工業団地の分譲は、土地開発公社の自主事業ですが、誘致する産業等のコンセプトは、岐阜県の計画によっています。 　一部、売れ残っている工業団地の分譲の促進については、土地開発公社の営業努力だけでは解決できない部分もあるため、岐阜県の担当部署が主体的に解決策を検討することが適切です。	146	措置済	平成29年度	分譲促進に向けて、県として、ソフトピアジャパンでのITを活用した販路拡大や新商品・サービス開発支援、並びにIoTの推進拠点としての魅力発信に取り組むとともに、補助制度等の支援も踏まえて、IT系企業を主なターゲットとした誘致活動を展開していく。	新産業・エネルギー振興課 用地課
40	意見	【意見】※　駐車場利用の分譲区画に係る方針の決定 「ソフトピアジャパン」の売れ残っている分譲区画の中に駐車場として利用されている区画があります。 　この売れ残っている分譲区画については、最終的に分譲するのか、恒久的に駐車場として利用するのかを検討することが適切です。駐車場として恒久的に利用するのであれば、岐阜県が土地開発公社から買取ることを検討することが適切です。	146	措置済	平成29年度	残っている未分譲地については、短期的に売却することは困難であるため、駐車場としての利用を続けつつ、平行して県土地開発公社及び県企業誘致課と連携して誘致活動を続け、中長期スパンでの解消を目指している。	新産業・エネルギー振興課 用地課
42	意見	【意見】※　県で使用する駐車場に係る買取の検討実施 「県庁周辺代替地事業用地」は、現状、岐阜県に駐車場として貸付けられています。 　公共施設の駐車場として、今後も長期間にわたって利用する予定であれば、岐阜県が買取ることを検討することが適切です。	148	措置済	令和7年度	県庁舎再整備後の利用状況等を踏まえ、令和7年3月末を以て土地開発公社へ土地を返還した。	管財課 用地課
44	意見	【意見】※　利用度が低い貸付駐車場の有効利用の検討実施 　土地開発公社から岐阜県に無償で貸している駐車場の中には、数台しか駐車していないものや駐車車両がないものがありました。 　駐車場として必ずしも必要でない土地については、岐阜県以外の第三者に売却する等の方法で、より有効に土地を利用する方法を検討していくことが適切です。	149	措置済	令和7年度	利用度が低い貸付駐車場2箇所のうち、1箇所については、令和6年度に無償貸与から有償貸与に変更しました。また、残り1箇所については、当初の取得目的である代替地としての必要性がなくなり、県・市等の使用意向がないことが確認されたことから、令和6年8月に民間売却方針を決定し、令和7年2月に売却した。 　これらにより、令和6年度末をもって、岐阜県に無償貸与している駐車場はなくなった。	土地開発公社
45	意見	【意見】※　賃貸事業における土地の買戻しの検討 　土地開発公社の賃貸事業の用に供されている土地について、現状の利用料では、利子と固定資産税等の維持管理費の原価しか回収できず、元金部分については回収できません。 　岐阜県全体の方針として、産業振興のために当該土地を賃貸するのであれば、土地開発公社において元金が回収できるように、岐阜県が買取って、賃貸する方式とすることが望まれます。	151	実施中		関テクノハイランド及びテクノプラザの賃貸事業の用に供されている土地については、土地の賃借人へ早期分譲を図ることが肝要であるため、継続して営業努力し、一層売却を促進していくよう指導監督する。	企業誘致課 用地課
				措置済	平成27年度	ソフトピアについては、平成27年度に元金の回収が終了した。	用地課 新産業・エネルギー振興課
46	意見	【意見】※　「公有用地」の表示区分の検討 　土地開発公社の「公有用地」については、土地開発公社の個別貸借対照表において、「流動資産」に計上されているため、連結貸借対照表上も「流動資産」に計上されています。 　しかし、岐阜県全体で考えた場合、公共施設用地として取得済の土地であるため、連結貸借対照表上は「固定資産」に計上することが適切です。	151-152	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、連結に際した土地開発公社の「公有用地」の取り扱いについては、一旦棚卸資産に読み替えた上で、使途に応じて有形固定資産の土地（事業用資産またはインフラ資産）に修正することとされている。 　本県においても、当該マニュアルと同様に取扱うこととし、、その方針に則り、平成30年3月に、連結財務書類を作成・公表した。	財政課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
47	意見	【意見】※　遊休となっている公有用地の時価評価の検討 土地開発公社の「りはとぴあ(仮称)整備事業用地」については、「公有用地」であるため、土地開発公社の個別貸借対照表において、時価評価されていません。 長期間利用されていない遊休土地であり、当初の土地取得目的とは別の利用方法を模索していることから、時価評価を行ったうえで連結貸借対照表に計上することが適切です。	152	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、連結にあたり望まれる連結修正の例として、連結対象団体の保有する資産については、一般会計等に準拠して、売却可能資産の表示と評価を行うこととされている。 一方で、こうした連結修正は、その事務負担等も配慮して、行わないことも許容するとされており、これを踏まえ、支援業務を委託している監査法人とも協議を重ねた結果、本県においては、当該事案に係る連結修正は行わない方針とし、その方針に則り、平成30年3月に、連結財務書類を作成・公表した。	財政課
48	意見	【意見】※ 「完成土地」「代替地」の時価評価の実施 土地開発公社の「完成土地」、「代替地」については、連結貸借対照表上、「取得原価」により計上されています。 しかし、土地開発公社の「完成土地」、「代替地」は、売却予定の土地であり、県が土地開発公社の帳簿価額で取得することが予定された土地ではないため、連結貸借対照表上、時価評価することが適切です。	152	措置済	平成29年度	国が示すマニュアルにおいて、連結にあたり望まれる連結修正の例として、連結対象団体の保有する資産については、一般会計等に準拠して、売却可能資産の表示と評価を行うこととされている。 一方で、こうした連結修正は、その事務負担等も配慮して、行わないことも許容するとされており、これを踏まえ、支援業務を委託している監査法人とも協議を重ねた結果、本県においては、当該事案に係る連結修正は行わない方針とし、その方針に則り、平成30年3月に、連結財務書類を作成・公表した。	財政課
49	指摘	【指摘】※※　期限を設定した土地の利用に係る方向性の決定 土地開発公社の「りはとぴあ(仮称)整備事業用地(2,738百万円)」、「中等教育学校寮建設事業(現中等教育事業)用地(85百万円)」、「県庁周辺代替地事業用地(339百万円)」の3事業用地は、土地の利用方法の決定には至っておらず、前回の外部監査から3年経過しても進展がみられません。 岐阜県以外の第三者へ売却することを含め、期限を定めて結論を出す必要があります。	154	措置済	令和8年度	令和8年3月に、土地開発公社から当該土地を取得し、下呂市へ売却済み。	健康福祉政策課 用地課
				実施中		当該土地については、幅広く利用の方向性を見据えた上で、引き続き検討する。	教育総務課 用地課
				措置済	令和8年度	「県庁周辺代替地事業用地」については、県庁舎再整備後の利用状況等を踏まえ、令和7年3月末を以て返還した。その後、令和7年7月より、一部土地を有償借受中。 りはとぴあ事業用地については、令和8年3月27日に県が再取得済。 中等教育事業用地については、県の方針により、再取得期限を令和11年迄4年間延長した。その際、県には当該事業の活用等の検討状況を年度毎に報告するよう条件を付している。 県庁周辺代替地事業用地については、当初の取得目的である代替地としての必要性がなくなり、県・市等の使用意向がないことが確認されたことから、民間への売却を進め、1箇所については売却済み。残り4箇所のうち、1箇所については、岐阜県建設研究センターへ賃貸しており、残り3箇所は県からの要望により、県に令和7年度から県に賃貸を継続している。	管財課・土地開発公社 用地課

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
55	意見	【意見】　余剰地の早期移管への対応不十分 住宅供給公社の保有する余剰地は、分譲と併せて、適時に市町村や地元自治会等に移管することが適切です。	165	措置済	平成27年度	平成23年に1筆（124.76㎡）、平成24年度に1筆（38㎡）、平成25年度に2筆（56.14㎡）、平成26年度に2筆（200.39㎡）、更に平成27年度に2筆（1,605.94㎡）の譲渡及び移管を行っており、今後も計画的に市町や地元自治会等に移管していく旨、報告を受けた。	住宅供給公社
65	意見	【意見】※※　分収造林事業における実施要領等の作成 分収造林事業においては、主伐後の販売に係る手続等を明確に規定した実施要領等は作成されておらず、分収育林事業においては主伐の決定に際して行う調査の開始時期や理事会における主伐の計画決定及び承認の時期があいまいとなっていました。 森林公社における、主伐の決定時期や主伐後の販売に係る手続等を明確にした実施要領等を定めることが適切です。	185	措置済	平成27年度	主伐の決定時期や主伐後の販売に係る手続きを明確にした、主伐調査要領、立木評価要領、立木処分要領を制定した旨、報告を受けた。	森林公社
67	指摘	【指摘】※※　シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分 森林公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を試算していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかに関しての情報とつながっていないことから、公社の具体的な収支見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。 森林公社の実施する事業の性格を踏まえ、森林公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを踏まえた森林公社の経営状況を県民に対して適時に公開することが必要であると考えます。県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。	194-195	措置済	平成27年度	長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても知らしめるため、ホームページに公開した。	治山課 森林公社
68	意見	【意見】※※　長期収支の試算に使用する時価の検討 森林公社の長期収支の試算において、木材価格には過去5年の平均値が採用されています。 木材価格は、近年、下落傾向にあることから、期末時点での木材価格による収支見通しの算定も検討することが望まれます。	195	措置済	平成28年度	期末時点での木材価格による収支見通しの算定を行った旨、報告を受けた。	森林公社
70	意見	【意見】※※　主伐の決定等に係る実施要領等の作成 木曽三川水源造成公社では、主伐後の販売に係る契約締結や売買物件の引渡方法等の手続を定めた実施要領はなく、主伐の決定に際して行う調査の開始時期や主伐の計画に係る手続などについては定められていませんでした。 主伐の決定に際して行う調査の開始時期や主伐の計画に係る手続などを決定し、主伐後の手続等について実施要領等を定めることが適切です。	203	措置済	平成27年度	主伐の決定時期や主伐後の販売に係る手続きを明確にした、主伐調査要領、立木評価要領、立木処分要領を制定した旨、報告を受けた。	木曽三川水源造成公社

通し No.	指摘/意見	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置の実施時期	措置等の内容	担当所属
75	指摘	【指摘】※※ シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分 木曽三川水源造成公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収入見込の変動を示していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の幅で、どの程度変動しうるかに関しての情報とつながっていないことから、公社の具体的な収益見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。 木曽三川水源造成公社の実施する事業の性格を踏まえ、木曽三川水源造成公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを含む木曽三川水源造成公社の経営状況（現状と予測）を県民に対して適時、公開することが必要であると考えます。 また、環境要因の変動は、木曽三川水源造成公社の経営状況に対して少なからぬ影響を及ぼすことに鑑みて、リスク要因を適切に把握し、適時、シミュレーションの見直しを行って、リスクを最大に反映させた場合の県への負担も踏まえたうえで、木曽三川水源造成公社における事業内容の見直しなど、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。	212-213	措置済	平成27年度	長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても知らしめるため、ホームページに公開した。	治山課 木曽三川水源造成公社
76	意見	【意見】 ※※長期収支の試算に使用する時価の検討 木曽三川水源造成公社の長期収支の試算においては、木材価格として、過去5年の平均値が採用されています。 木材価格が下落傾向にあることから、期末時点での木材価格による収支見通しの算定も検討することが望まれます。	213	措置済	平成28年度	期末時点での木材価格による収支見通しの算定を行った旨、報告を受けた。	木曽三川水源造成公社